

振興事業貸付

○振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員になっている方がご利用いただけます。「振興事業に係る資金証明書」が必要になりますので、手続き等の詳細は所属する組合事務局に相談して下さい。

設備資金

運転資金

業 種	融 資 額	融 資 額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鶏肉販売業 理容業 美容業	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内
ホテル旅館業 興行場営業	7億2,000万円以内	
クリーニング業 (注)	3億円以内	

(注) クリーニング取次業については、設備資金、運転資金ともに4,800万円以内。

返済期間 (うち据置期間)	20年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
---------------	-------------	------------